

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱	H27.4	<p>○事業所を新增設する中小企業者で、以下のいずれかに該当する方</p> <p>①京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業</p> <p>②バリュークリエーション審査委員会オスカー認定企業, 京都高度技術研究所オスカー認定企業</p> <p>③京都市産業技術研究所「知恵創出“目の輝き”」認定企業</p> <p>④本市が所管・設置するインキュベート施設に入居若しくは入居していたことがあり、一定の条件を満たす方</p>	<p>補助金</p> <p>○対象事業に伴い取得した固定資産(土地を除く)に係る固定資産税及び都市計画税相当額5年分(限度額6億円)</p> <p>○対象事業に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に要した経費相当額(限度額 5,000 万円)</p>
京都市企業立地促進制度補助金交付要綱	H27.4	<p>○以下の要件を満たす本社、工場、開発拠点、研究所、の新增設等(賃借を含む)を行う、製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む方</p> <p>・中小企業</p> <p>①新增設等による生産設備取得額が1,000 万円以上</p> <p>②対象事業所の雇用者数が5名以上で、市内の常用雇用者総数が1名以上増加すること</p> <p>・大企業</p> <p>①新增設等による生産設備取得額が 2,500 万円以上</p> <p>②対象事業所の雇用者数が5名以上で、市内の常用雇用者総数が増加すること(常時雇用者の増加数に応じた年間上限額の設定あり)</p>	<p>補助金</p> <p>○事業所の新增設等に伴い取得した固定資産(土地を除く)に係る固定資産税及び都市計画税相当額を、中小企業は5年分、大企業は2年分(中小企業は限度額6億円、大企業は常時雇用者の増加数に応じて年間上限額有り)</p> <p>(ただし、らくなん進都、横大路地区、桂イノベーションパーク地区については、中小企業は6年分、大企業は3年分)</p> <p>○対象事業に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に、当該調査に要した経費相当額(限度額 5,000 万円)</p>

<p>京都市企業立地促進融資制度要綱</p>	<p>H27.4</p>	<p>○本社、工場、開発拠点、研究所の新增設を行う製造業、ソフトウェア業、情報処理サービスを営む中小企業者の方</p>	<p>融資 ○限度額 5億円 ○利率 金融機関所定利率 ○期間 15年以内 均等月賦返済</p>
------------------------	--------------	---	--

26201

京都府

福知山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1)新たに3,000 m ² 以上の用地取得 2) 30,000	10	課税免除 (土地除く)	固定資産税	3年間
(京都北部中核工業団地) 新設 5,000 増設 3,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
(過疎地域) 新增設 2,500	—	課税免除 (土地は建物敷地分のみ)	固定資産税	3年間
新設 1,000	増加雇用 5	不均一課税 (土地除く)	固定資産税	3年間
新增設及び建替え 5,000	—	不均一課税 (土地除く)	固定資産税	3年間
(近畿圏都市開発区域) 新增設 100,000	増加雇用 50 超	不均一課税 (土地は建物敷地分のみ)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
福知山市企業誘致促進及び創業支援条例	H29.3	工場等を新設する者で、投下固定資産総額が3億円以上又は常用雇用者5人以上	奨励金 (1)新規常用雇用者1人あたり10万円。但し、京都北部中核工業団地については1人あたり15万円。更にU・Iターン者は1人あたり10万円加算 (2)工場等の延床面積1m ² あたり2,000円 ○上限1億円
京都北部中核工業団地立地企業用水使用補助金交付要綱	H23.3	○京都北部中核工業団地に立地した企業	奨励金 ○水道使用料のうち検針月ごとに50m ³ を超えて使用した部分について70円/m ³ を補助 ○交付期間は、交付決定の年度から起算して5年間

詳しくはこちら([福知山市助成制度の御案内](#))

26202

京都府

舞鶴市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名等	制定年月	対象者の要件	内 容
舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例	H18.6	<p>○舞鶴市内での立地(新設及び増設)</p> <p>○製造業等</p> <p>○土地を除く投下固定資産額等1億円以上(市内既存企業は、5,000万円以上)</p> <p>○地元新規雇用者数3人以上</p>	<p>働く場の創出補助金</p> <p>○新規地元雇用者数の区分に応じ、それぞれ定める補助基準額を乗じた額(立地後3年間)</p> <p>(1) 新規地元雇用者数:6人未満 新規地元雇用者数×60万円</p> <p>(2) 新規地元雇用者数:6人以上 10人未満 新規地元雇用者数×80万円</p> <p>(3) 新規地元雇用者数:10人以上 新規地元雇用者数×100万円</p> <p>※新規地元雇用者の年収により補助基準額の減額あり</p>
			<p>企業立地補助金</p> <p>○投下固定資産額等の総額の区分に応じ、それぞれ定める補助率を乗じた額</p> <p>(1) 2億円未満 投下固定資産額等×3%</p> <p>(2) 2億円以上3億円未満 投下固定資産額等×4%</p> <p>(3) 3億円以上 投下固定資産額等×5%</p> <p>※用地取得を伴う場合は、取得価格の区分に応じ、それぞれ定める率を上記補助率に加算</p> <p>(1) 1億円以上5億円未満 :2%</p> <p>(2) 5億円以上 10億円未満 :3%</p> <p>(3) 10億円以上 20億円未満 :4%</p> <p>(4) 20億円以上 :5%</p>
			<p>○限度額 5億円(働く場の創出補助金と企業立地補助金とを併せた限度額)</p>
舞鶴市企業立地経営円滑化補助金交付要綱	H28.10	○1カ月の使用水量が2万m ³ を超える大口需要者として決定された企業	大口需要者に対する水道料金の軽減に加え、さらに1カ月の使用水量が2万m ³ を超える月の水道料金の約10%を補助

舞鶴市企業進出促進融資制度要綱	H2.7	<p>○舞鶴市に工場等を新設する株式会社、一般社団法人又は一般財団法人で地元雇用者数が10人以上見込めかつ環境保全等の適切な措置を取れる者</p> <p>※次のいずれかの業種に属する者に限る〈食料品製造業、化学工業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械器具製造業、精密機械器具製造業〉</p>	<p>融資</p> <p>○限度額 10億円 (ただし企業進出に係る設備投資額の80%以内の額)</p> <p>○返済期限 10年以内</p>
-----------------	------	--	---

26203

京都府

綾部市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
綾部市工場設置奨励条例	S61.6	○市内で生産設備等を新增設した企業で、取得合計額が1億円(中小企業は500万円)以上の企業	○新增設した生産設備等、それぞれの固定資産税課税標準額に次の率を乗じて得た額を課税初年度から3か年、奨励金として交付 第1年度:0.800% 第2年度:0.450% 第3年度:0.275%
地域再生支援利子補給制度	H23.3	○市内で新たに操業する企業で、国から指定を受けた金融機関から融資を受けた企業	○指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間、金融機関に対し利子補給金(0.7%以内)を交付
綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金交付要綱	H25.3	○市内工場にリース会社とのリース契約により契約額合計 500 万円以上の生産設備を導入した中小企業	○助成対象経費にリース日数及び助成金交付年度の前年度1月1日現在の長期プライムレートを乗じて得た額に 365 で除して得た額を助成金として交付(限度額 50 万円)

26204

京都府

宇治市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇治市企業立地促進条例	H14.4	①情報関連産業・自然科学研究所に係る本店及び事業場、製造業(先端産業)に係る本店で用地面積 500 m ² 以上又は投下固定資産額等 5,000 万円以上かつ地元新規雇用者数1人以上 ②製造業(先端産業)の事業場、製造業(先端産業以外)及び市長特認の本店及び事業場で用地面積 500 m ² 以上かつ投下固定資産額等1億円以上又は地元新規雇用者数1人以上	事業場等設置助成金 ○投下固定資産額等の 10/100 以内の額、リース資産等は市長が定める額 ○情報関連産業・自然科学研究所及び製造業(先端産業)に係る事業場等については限度額 3,000 万円 ○製造業(先端産業外)及び市長特認に係る事業場等については限度額 1,000 万円
			操業支援助成金 ○固定資産税(土地分除く)の課税額に次の率を乗じて得た額 第1年度 75/100 第2年度 50/100 第3年度 25/100 ○限度額 5,000 万円
			雇用創出助成金 ○30 万円に地元新規雇用者の増加数を乗じて得た額 ○限度額 3,000 万円

26205

京都府

宮津市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域自立促進特別措置法に関する条例 新增設者(製造業等) 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興法に関する条例 新增設者(製造業等) 500 以上(資本金 1,000 以下) 1,000 以上(資本金 1,000 超 5,000 以下) 2,000 以上(資本金 5,000 超)	—	不均一課税 【適用税率】 初年度 0.14% 2年度 0.35% 3年度 0.7%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宮津市企業立地拡充促進条例	S63.12 (H24.3 改正)	○新設又は雇用機会の拡大を伴う増設、移設若しくは建替え 投下固定資産総額 2,500 万円以上	立地促進奨励金 ○投下固定資産総額の 10%に相当する額(限度額 3,000 万円)
		○新規正規従業員雇用者が3人以上で、かつ、その雇用水準を維持するもの ○京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例に基づく補助金の交付対象とならない事業所 ○対象業種 製造業、情報関連産業、自然科学研究所、余暇利用施設	雇用促進奨励金 ○1年以上の雇用が確認されたものであって、3年間の純増加者を対象に、 ・新規地元正規従業員1人につき 40 万円 ・新規地元非正規従業員1人につき 10 万円
宮津市新産業等創出奨励事業費補助金交付要綱	H11.3 (H21.3 改正)	○市内に住所又は主たる事業所を有する者で、事業化を行おうとする個人又は法人 ○市内において行う新たな事業化のための調査、研究等であり、新規性、経済	補助金 ○補助対象経費の3分の1以内(50万円以上 500万円以内)

		性、先導性及び実現性を満たす事業	
--	--	------------------	--

26206

京都府

亀岡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
亀岡市企業立地促進条例	H17.6	<p>○製造業、情報関連産業及び自然科学研究所並びにその他市長が特に認める事業者で次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設、増設及び建替え ・投下固定資産総額 5,000 万円以上 ・常時雇用従業員が新設にあつては5人以上増加、増設及び建替にあつては3人以上増加 ・常時雇用従業員のうち本市に住所を有し、かつ新規に雇用する者が1人以上 ・市内の工業地域、準工業地域及び市長が指定する地域 	<p>企業立地奨励金</p> <p>○指定工場等に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額以内で市長が認定した額(3年間)</p>
			<p>雇用促進奨励金</p> <p>○市内在住の新規雇用者1人につき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者雇用 50 万円 2. 正規雇用 40 万円 3. 1,2 以外 10 万円 <p>○交付対象となる雇用期間は、操業日の半年前から2年間で、一定期間の継続雇用が必要</p> <p>○1指定工場あたり 2,000 万円を限度</p>
亀岡市税条例の特例に関する条例	R1.6	<p>○新たに宿泊施設(旅館・ホテル営業)を立地する事業者で次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規常用雇用者が2人以上であること ・新規常用雇用のうち、本市に住所を有する者が1人以上であること ・納期限の到来した市税を完納していること ・亀岡商工会議所に加入していること ・投下固定資産総額が 13,000,000 円以上であること ・亀岡市暴力団排除条例(平成 24 年亀岡市条例第 24 号)に掲げる暴力団員等でないこと 	<p>当該宿泊施設にかかる固定資産税を1年間課税免除</p> <p>(事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、府の承認後、国の確認を受けた場合は3年間課税免除)</p>
			<p>○新たに製造施設を立地する事業者で次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府から地域未来投資促進法による地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ国から同事業の確認を受けていること

		<ul style="list-style-type: none"> ・新規常用雇用者が2人以上であること ・新規常用雇用者のうち、本市に住所を有する者が1人以上であること ・納期限の到来した市税を完納していること ・亀岡商工会議所に加入していること ・投下固定資産総額が 100,000,000 円(パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業に係るものにあつては、50,000,000 円)以上であること ・亀岡市暴力団排除条例に掲げる暴力団員等でないこと 	
亀岡市商工業振興 公共下水道助成金 交付要綱	H19.1	<p>○公共下水道区域に事業所を有する商工業者で次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間下水道排水量が使用施設1箇所につき、30,000 m³を超える事業所 ・市内在住従業員を 10 人以上雇用している事業所 	<p>助成金</p> <p>○(年間排水量－30,000 m³)×1 m³当たりの超過料金×10%</p> <p>※ 1 m³当たりの超過料金 420 円 (平成 26 年度第2期分から)</p> <p>○限度額 800 万円</p>
亀岡市ものづくり産 業経営安定化支援 助成金交付要綱	H26.12	<p>○市内に事業所を有する商工業者で、1,000 万円以上の製造設備(償却資産)を導入した者</p> <p>※ 企業立地奨励金の適用期間の事業所は除く</p>	<p>助成金</p> <p>○固定資産税相当額 (固定資産税課税標準額×1.5%)</p> <p>※ 1設備につき1回に限る</p>

26207

京都府

城陽市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
城陽市企業立地促進条例	H14.9	○情報関連産業、自然科学研究所の本店及び事業場、製造業に係る本店 ⇒用地面積 500 m ² 以上又は投下固定資産額等 5,000 万円以上かつ地元新規雇用者数1人以上	○事業場等設置助成金 ・投下固定資産額(土地取得を除く)の 10/100 以内の額 限度額 3,000 万円(情報関連産業、自然科学研究所及び製造業に係る事業場等以外は 1,000 万円)
		○製造業に係る事業場及びその他の産業で、市長が特に認める産業の本店及び事業場 ⇒用地面積 500 m ² 以上かつ投下固定資産額等1億円以上又は地元新規雇用者数1人以上	○操業支援助成金 ・固定資産税相当額(土地分を除く)に次の率を乗じて得た額 (第1年度)75/100 (第2年度)50/100 (第3年度)25/100 3年間の交付額の上限 5,000 万円 ○雇用創出助成金 ・操業開始日の属する年度の翌年度以降4年間に1年以上継続して新たに雇用した城陽市在住従業員数に期間に定めのない雇用の場合は 40 万円、障がい者の雇用の場合は 50 万円、その他の場合は 10 万円を乗じて得た額 4年間の交付合計額の上限 3,000 万円

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長岡京市企業立地 促進条例	H15.10	<p>①市内において設置する事業所の用地が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該用地に決定するまでに市の関係部局に相談していること。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業地域又は工業専用地域にあること。</p> <p>(2) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域のうち3.3.9長岡京駅前線、II. II. 24 御陵山崎線及び府道伏見柳谷高槻線の沿道で、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が10分の30以上に定められた区域にかかる地域にあること。</p> <p>(3) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち西山天王山駅地区地区計画の区域かつ都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区のうち第3種高度地区の区域にあること。</p> <p>②先端産業に属する製造業の本社、情報関連産業・自然科学研究所の本社・工場等、宿泊業に係る宿泊施設等で取得借しくは賃借した敷地面積500㎡以上又は投下固定資産額等5,000万円以上かつ地元新規雇用者数3人以上</p> <p>③先端産業に属する製造業の工場等、先端産業以外の製造業・物流業の本社・工場等で取得借しくは賃借した敷地面積500㎡以上又は投下固定資産額等1億円以上かつ地元新規雇用者数3人以上</p>	<p>事業所初期整備助成金</p> <p>○埋蔵文化財発掘調査費の50/100以内</p> <p>○限度額 1,000万円</p>
			<p>事業所設置助成金</p> <p>○投下固定資産額の10/100以内、リース資産等は市長が定める額</p> <p>○先端産業に属する製造業、情報関連産業・自然科学研究所に係る事業所については限度額3,000万円</p> <p>○先端産業以外の製造業・物流業、宿泊業及びその他の産業で市長が特に認めるものに係る事業所に係る事業所については限度額1,000万円</p> <p>○市内事業者に発注した投下固定資産税額等の合計金額が100万円を超える場合にあつては、先端産業に属する製造業、情報関連産業及び自然科学研究所に係る事業所については3,060万円、先端産業に属しない製造業、物流業、宿泊業及びその他の産業で市長が特に認めるものに係る事業所については1,020万円</p>
			<p>操業支援助成金</p> <p>○固定資産税(土地分除く)の課税額に次の率を乗じて得た額</p> <p>第1年度 75/100</p> <p>第2年度 50/100</p> <p>第3年度 25/100</p> <p>○限度額 5,000万円</p> <p>(3年間の合計)</p>

			<p>地元雇用促進助成金</p> <p>○地元新規雇用者の増加数に次に掲げる区分の金額に乗じて得た金額</p> <p>①障がい者 40万円</p> <p>②正規雇用者 30万円</p> <p>③その他雇用者 10万円</p> <p>○限度額 3,000万円</p> <p>(4年間の合計)</p>
--	--	--	--

26210

京都府

八幡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
八幡市工場等誘致 要綱	S61.6	市内の工業専用地域、工業地域または準工業地域内において工場等を設置する者	対象者が行う道路または水路の整備であって市に帰属しているものに限り当該工場基盤整備事業に要した費用の範囲内で市長が必要と認めた額を5年間交付する。なお、各年度の最高限度額は当該年度の納税額の20%とする。

26211

京都府

京田辺市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
文化学研究地区内で特定研究施設を新增設する者	—	不均一課税 第1年度 0.14 /100 第2年度 0.467/100 第3年度 0.933/100	固定資産税	3年間

(制度名:関西文化学術研究都市建設等に係る京田辺市税条例の特例に関する条例(S63.3))

26212

京都府

京丹後市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円)	従業員(人以上)			
半島振興法関係(市税) (製造業・旅館業) ・500 以上(個人及び資本金 1,000 万円以下の法人) ・1,000 以上(資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人) ・2,000 以上(資本金 5,000 万円超の法人) (農林水産物等販売業・情報サービス業等) ・500 以上(個人及び資本金 5,000 万円以下の法人) ・500 以上で新增設によるもの(資本金 5,000 万円超の法人)	—	不均一課税 1年目 0.14/100 2年目 0.35/100 3年目 0.70/100	固定資産税 (機械・装置、建物・附属設備・構築物)	3年間
半島振興法関係(所得税・法人税) (製造業・旅館業) (農林水産物等販売業・情報サービス業等) 上記(市税)の基準と同じ	—		割増償却 ①機械・装置、普通償却限度額の32% ②建物・附属設備・構築物、普通償却限度額の48%	5年間
過疎法関係(市税) (製造業・旅館業・情報通信技術利用事業) 過疎地域 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎法関係(所得税・法人税) (製造業・旅館業・情報通信技術利用事業) 過疎地域 2,000 超	—		特別償却 ①機械・装置(旅館業を除く)、取得価格の10% ② 建物・附属設	事業の用に供した年度

			備・構築物、取得 価格の6%	
--	--	--	-------------------	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
京丹後市企業立地 支援事業 (助成金交付)	H25.10	○下記要件のすべてを満たすもので、市の指 定を受けているもの。 ①投下固定資産額要件 ・情報関連産業 300 万円以上 ・地域農林水産資源を活用する製造業及び製 造業類似事業のうち農業に属する事業 500 万円以上 ・上記を除く製造業、・製造業類似事業、道路 貨物運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサ ービス業 1,000 万円以上 ・自然科学研究所 1,000 万円以上 ②雇用者数要件 ・市民の正規雇用者3人以上(中小企業者は 同2人以上)の増加 ③市税等の要件 ・市税等に滞納が無いこと。	○対象経費 ①投下固定資産額の5% ②土地、建物賃貸料、電気代、水道代、 情報通信の50%以内 ③投資資金に係る利子負担額の 100% 以内 ④市民正規雇用者人件費 障害者雇用 50 万円/人 正規雇用者 40 万円/人 ⑤地元食材活用費の20%以内 ⑥市内企業発注額の15%以内 ※操業開始日から2年半を経過する日 までに行った投資が対象 ○限度額 市民正規雇用者増加数 × 100 万円 (最大5億円)
京丹後市企業立地 支援事業 (奨励金交付)	H25.10	同上	○限度額 固定資産税納付相当額 (下記交付期間を通じ最大 70 億円) ○交付期間 操業開始年度から5年度間
京丹後市企業立地 支援事業 (奨励品交付)	H25.10	○下記要件のすべてを満たすもので、市の指 定を受けているもの。 ・投下固定資産額3億円超 ・市民正規雇用者数 10 人以上 ・操業開始日から起算して奨励品の耐用年数 が経過する日までの間継続して操業が行わ れる見込みであること。	○営業用自動車1台 (本体及び附属品 200 万円以内)

京丹後市企業立地支援専門家派遣制度	H25.10	<p>○下記要件のすべてを満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めて市内に企業立地を行うもので、京丹後市企業立地援事業実施要綱第4条の規定に基づく事業所の指定の対象と見込まれること。 ・新たに 10 人以上(市民5人以上を含む。)を正規雇用者として雇用する予定であること。 ・市税を完納していること。 	<p>○派遣専門家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業診断士 ・ 社会保険労務士 ・ 弁理士 ・ 行政書士 <p>○限度額</p> <p>専門家1人当たり 20 万円 (一の企業立地につき最大 50 万円)</p>
京丹後市地域総合整備資金貸付要綱	H16.7	<p>○下記要件のすべてを満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内において1人以上の新規雇用が見込まれること。 ・貸付対象費用の総額(用地費除く)が 1,000 万円以上であること。 ・用地取得等契約後5年以内に営業開始が行われること。 	<p>○貸付額</p> <p>対象費用の 35%以内</p> <p>○貸付利率</p> <p>無利子</p> <p>○対象費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備取得費用 ・整備に伴い必要となる試験研究開発費等付随費用

26213

京都府

南丹市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
(旧美山町、旧日吉町) 製造業(ガス製造及び発電除く)情報通信 技術利用事業(コールセンター)旅館業(下 宿営業を除く) 2,700 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南丹市工場等誘致 条例	H18.1	○市内で新設又は増設する誘致事 業所であって、投資総額3,000万円 以上で常時従業員数 20 人以上の 工場等設置事業所	工場等設置奨励金 ○新設及び投資総額 10 億円以上の増設の場 合 固定資産税相当額 第1年度 100% 第2年度 90% 第3年度 80% 第4年度 70% 第5年度 60% ○投資総額 10 億円未満の増設の場合 固定資産税相当額 第1年度 50% 第2年度 45% 第3年度 40% 第4年度 35% 第5年度 30%
			新規雇用促進奨励金 ○1年以上引き続いて常時雇用する市内在住の 従業員1人につき 15 万円(3年間で分割交付) ○限度額 1事業所当たり 450 万円(30 人分) ※その他、交付要件あり
南丹市京都新光悦 村企業立地促進条	H18.1	○京都新光悦村に新たに工場等を 設置し、奨励工場の指定を受けたも	企業立地奨励金 ○固定資産税相当額

例		の	第1年度 100% 第2年度 90% 第3年度 80% 第4年度 70% 第5年度 60%
			雇用促進奨励金 ○1年以上引き続いて常時雇用する市内在住の 従業員1人につき 30 万円 ○限度額 1事業所当たり 450 万円

26214

京都府

木津川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
研究所施設で建設資金(土地除く) が3億円以上	—	不均一課税 1年目 0.14/100 2年目 0.467/100 3年目 0.933/100	固定資産税	3年間

(制度名：関西文化学術研究都市建設等に係る木津川市税条例の特例に関する条例 (H19.3))

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
木津川市企業立地 促進条例	H24.6	①市内外からの進出企業 ②用途地域は、準工業地域等 ③情報関連産業・自然科学研究所に係る本店 及び事業場、製造業(先端産業)に係る本店 で、用地面積500㎡以上又は投下固定資産額 等2,000万円以上かつ地元新規雇用者1人以上 ④製造業(先端産業)の事業場、製造業(先端 産業以外)及び市長特認の本店及び事業場 で、用地面積500㎡以上又は投下固定資産額 等5,000万円以上かつ地元新規雇用者数1人 以上 ※③、④のうち、投下固定資産額等が100億 円以上かつ地元新規雇用者数5人以上の場 合は、特に大規模な事業場とする。	事業場設置助成金 (操業開始年度の翌年度のみ) ○投下固定資産額等の10/100以内 の額(リース資産等は市長が定める 額) ○情報関連産業・自然科学研究所及 び製造業(先端産業)に係る事業場に ついては限度額3,000万円 ○製造業(先端産業以外)及び市長 特認に係る事業場については限度額 1,000万円
			雇用創出助成金 (操業開始年度の翌年度から3年間) ○地元新規雇用者数に以下の区分 の金額を乗じて得た額 ①障害者雇用 50万円 ②正規雇用 40万円 ③(①・②以外) 10万円 ○限度額 3,000万円
			操業支援助成金 (操業開始後、最初の課税年度の翌 年度から3年間)

			<p>○固定資産税(土地分除く)の課税額 に次の率を乗じて得た額</p> <p>第1年度 9/10 第2年度 2/3 第3年度 1/3</p> <p>○限度額 1億5,000万円</p> <p>※特に大規模な事業場の場合○限度額 6億円</p>
--	--	--	--

26303

京都府

大山崎町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名等	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地又は整備 促進のための大山 崎町税の特例に関 する条例	H27.12.22	町域において事業用施設を 新設又は増設した企業立地 等事業者とする。 企業立地等事業者とは、地 域再生法(平成17年法律第 24号)第17条の2第3項に 規定による地方活力向上地 域特定業務施設整備計画の 認定を受けた個人事業者又 は法人とする。 ※申請をされる場合は、事 前に大山崎町までご相談を お願いいたします。	固定資産税の税率は、当該事業用施設固定資産に係 る固定資産税が新たに課されることとなった年度を含む 3年度分に限り、100分の0.95とする。

26343

京都府

井手町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
井手町企業立地促進条例	H25.6	<p>○情報関連産業及び自然科学研究所に係る本店及び事業場、製造業に係る本店</p> <p>○用地取得面積 500 ㎡以上又は投下固定資産額(土地取得を除く)5,000 万円以上かつ、地元新規雇用者1名以上</p>	<p>事業場等設置助成金</p> <p>○投下固定資産額(土地取得を除く)の10/100 以内の額</p> <p>○限度額 3,000 万円</p> <p>(情報関連産業、自然科学研究所及び製造業に係る事業場等以外は1,000 万円)</p>
		<p>○製造業に係る事業場及びその他の産業で町長が特に認めるものに係る本店及び事業場</p> <p>○用地取得面積 500 ㎡以上かつ、投下固定資産額(土地取得を除く)1億円以上又は地元新規雇用者1名以上</p>	<p>操業支援助成金</p> <p>○固定資産税額(土地分を除く)の</p> <p>1年目:75/100</p> <p>2年目:50/100</p> <p>3年目:25/100</p> <p>○3年間の交付合計額の上限 5,000 万円</p> <p>雇用創出助成金</p> <p>○操業開始日の属する年度の翌年度以降4年度間に、1年以上継続して新たに雇用した井手町在住従業員数に30 万円を乗じて得た額</p> <p>○4年間の交付合計額の上限 3,000 万円</p>

26344

京都府

宇治田原町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇治田原町企業立 地促進条例	H18.4	○町内の工業団地等 ○情報関連産業、自然科学研究所、製造 業に係る事業場	補助金 ○操業開始年度に係る固定資産税の 4/5 以内 ○地元新規雇用者1人につき 30 万円

26364

京都府

笠置町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
5,000 超	20	課税減免 (1/2 軽減)	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
笠置町工場誘致条例	S63.9	<ul style="list-style-type: none"> ○地域産業の振興上適当と認めるもの ○固定資産の取得価額 5,000 万円超 ○常用従業員数 20 人以上 ○公害防止等の措置が十分で、生活環境に支障を及ぼさないと認められるもの 	利子補給 <ul style="list-style-type: none"> ○町長が認めた公的機関及び一般金融機関からの5年以上の長期借入金 ○年利1%以内 限度額 100 万円 5年間
			便宜供与 <ul style="list-style-type: none"> ○労働力の確保等

26366

京都府

精華町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円 以上)	従業員(人以上)			
研究所施設で建設資金(土地含む)が2億円以上	—	不均一課税 1年目 0.14/100 2年目 0.467/100 3年目 0.933/100	固定資産税	3年間

(制度名:関西文化学術研究都市建設等に係る精華町税条例の特例に関する条例(S63.3))

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
精華町企業立地促進条例	H16.10	<p>○情報関連産業及び自然科学研究所に係る本店及び事業場、先端産業に属する製造業に係る本店: 用地取得面積 500 m²以上又は投下固定資産額(土地を除く)2,000 万円以上かつ、地元新規雇用者数1名以上</p> <p>○製造業(先端産業)に係る事業場、製造業(先端産業外)及び町長特認に係る本店及び事業場: 用地取得面積 500 m²以上又は投下固定資産額(土地を除く)5,000 万円以上かつ、新規地元雇用者1名以上</p> <p>○地域経済、産業の発展に効果が大きいと認められること</p> <p>○環境の保全に配慮して施設整備及び運営が行われること</p>	<p>事業場等設置助成金</p> <p>○投下固定資産額(土地取得を除く)の1/10 以内の額</p> <p>○限度額 3,000 万円 (情報関連産業、自然科学研究所及び先端産業に属する製造業に係る事業場等以外は 1,000 万円)</p>
			<p>操業支援助成金</p> <p>○固定資産税額(土地分を除く)の課税額に次の率を乗じて得た額: 1年目 9/10 2年目 2/3 3年目 1/3</p> <p>○3年間の交付合計額の上限 3,000 万円 (操業開始時において投下固定資産額等が 200 億円以上である大規模な事業場等に該当する場合は、6億円)</p>
			<p>雇用創出助成金</p> <p>○操業開始日以降、1年以上継続して新たに雇用した精華町内在住者の</p>

			増加数に以下の区分の金額を乗じて 得た額： 正規雇用 40 万円 障害者雇用 50 万円 正規雇用以外(障害者除く)10 万円 ○3年間の交付合計額の上限 3,000 万円
--	--	--	--

26407

京都府

京丹波町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
京丹波町企業立地 促進条例	H25.3.28	○固定資産の取得価格 3,000 万円以上 ○常用雇用者数 新設の場合5人以上、 増築、建替の場合3人以上増加。内、新規町内 常用雇用者1人以上。	企業立地奨励金 ○固定資産税相当額の補助(3年 間)
			雇用促進奨励金 ○新規町内常用雇用者 ○1人につき 15 万円 ○限度額 300 万円(翌年度 1 回の 交付)

26463

京都府

伊根町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業等 新設・増設	—	不均一課税	固定資産税	3年間
製造業(ガス製造及び発電除く)、農 林水産物等販売業、旅館業 新設・増設	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊根町工場等誘致 条例	S62.10	○新設 固定資産取得額 3,000 万円超 常用従業員 10 人超 ○公害発生のおそれのないもの、又は未然防 止措置が講じられるもの	補助金 ○固定資産税相当額 5年以内

26465

京都府

与謝野町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
与謝野町企業立地 促進条例	H18.3 一部改正	○①町内に事業所を有しないものが新たに町内に事業所を設置、②町内に事業所を有するものが当該事業所を縮小又は閉鎖を伴わずに、新たに町内に事業所を設置又は増設、③町内に事業所を有するものが当該事業所を縮小又は廃止をし、新たにその規模を超えて町内に事業所を設置する場合。 ○①投下固定資産 500 万円以上(地域の農林水産資源を活用する製造業)、②投下固定資産 1,000 万円以上(同①を除く製造業、自然科学研究所、道路貨物輸送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、宿泊・飲食サービス業)、③投下固定資産 300 万円以上(情報関連産業) ○町内在住者の正規雇用者の2名以上の増加。	奨励金 ○5年以内 ○固定資産税相当額
	H27.3.16 一部改正		助成金 ○2,000 万円限度 ○投下固定資産取得費5%以内の額
	H30.6.18		雇用奨励金 ○500 万円限度 ○奨励事業所新設等に伴い増加した町民の正規雇用者数に 70 万円を乗じて得た額
			利子補助金 ○奨励事業所等の設置に必要な投下固定資産のうち、公的機関及び一般金融機関の貸付金で、特に町長が認めた5年以上の長期借入金に対し、年利率1%以内の額 ○5年以内 ○限度額 年間 200 万円
与謝野町産業振興 事業費補助金交付 要綱(創業支援事 業)	H18.3 全部改正	創業支援 ○町内に事業所を有しないものが、新たに商工業(京都府信用保証協会の補償対象業種及び農林業)を町内に開業する場合。 ○開業年に限る。 ○町内に店舗、工業等を設け、本社についても町内であること。	30 万円 ○設備投資 100 万円以上 1,000 万円未満。 ○新規雇用要件無し 100 万円
	H27.4.16	事業拡大支援 ○町内に事業所を有するものが、当該事業所を縮小又は閉鎖を伴わずに、新たに商工業の日本標準産業分類の中分類を超えた事業分野への事業を町内に設置又は増設する場合。	○設備投資 1,000 万円以上。 ○ハローワークを通じた町内在住者の新規常用雇用者を1人以上

		<p>※製造業においては、日本標準産業分類の中分類の同業種であっても規模拡大により収益が大幅に拡大されると認められる場合。</p> <p>○開業年に限る。</p> <p>○町内に店舗、工業等を設け、本社についても町内であること。</p>	
		<p>事業転換支援</p> <p>○町内に事業所を有するものが、当該事業所を縮小又は廃止し、新たな商工業で、日本標準産業分類の中分類を超える事業分野の事業(廃止前の規模以上)を起こす場合。</p> <p>○開業年に限る。</p> <p>○町内に店舗、工業等を設け、本社についても町内であること。</p>	
<p>半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例</p>	<p>H18.3.1 一部改正 H25.9.13 H27.3.31</p>	<p>本町の区域内において、製造業、旅館業(下宿営業を除く。)、情報サービス業、農林水産物等販売業の用に供する取得価額が 500 万円以上の機械・装置、建物・附属設備及び構築物の新設又は増設設備を新設し、又は増設した者。</p> <p>◎租税特別措置法による所得税又は法人税上の青色申告による特別償却の適用を受けることができる設備であること。</p> <p>◎既存設備の取替え、更新のための新增設の場合は、生産能力が 30%以上増加すること。</p> <p>◆資本金が 1,000 万円以下 取得価格 500 万円以上</p> <p>◆1,000 万円超 5,000 万円以下 取得価格 1,000 万円以上</p> <p>◆5,000 万円以上 取得価格 2,000 万円以上</p> <p>が必要。</p>	<p>本来の税率は 100 分の 1.4 であるが、半島振興法による不均一課税の該当により、初年度 100 分の 0.14、第2年度(初年度の翌年度) 100 分の 0.35、第3年度(第2年度の翌年度) 100 分の 0.70 とする。なお、対象家屋を建てる土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設着手があった場合、当該土地についても製造の事業の用に供する部分は不均一課税の対象とする。(3年度分に限り不均一課税の税率を適用)</p>